

幼児教育・保育の無償化に伴う利用者負担額についておよび
令和7年4月～令和7年8月分利用者負担額（保育料）についてのお知らせ

- (1) 3歳以上児の利用者負担額は、子ども・子育て支援法の規定により無償となります。
- (2) 3歳未満児の利用者負担額は、お子さんの認定区分、世帯にかかる市町村民税額、お子さんの年齢、保育の必要量、兄弟の状況等によって大和市が設定した階層区分に応じて決定します。
※令和7年4月～令和7年8月分の利用者負担額は令和6年度の市町村民税額を基に決定します。
ただし、利用者負担額の算定の際は、所得割額に税額控除は適用されないため、所得割額に税額控除額を含めて階層区分の決定をします。（調整控除などは適用されます。）
※未申告等の理由で市町村民税額が確認できない場合は、最高階層の利用者負担額となります。
※利用者負担額の算定に必要な市民税額を本市が決定している場合は、当年度の7月18日時点の課税情報を基に利用者負担額を算定します。市民税額等に変更が生じた場合は、その旨をほいく課に届け出てください。
※月途中で利用を開始・終了した場合は、在籍日数に応じた利用者負担額となる場合があります。
※年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中は年度当初の年齢の利用者負担額を適用します。
※延長保育料は利用者負担額に含まれていません。その他、実費負担額等がかかる場合があります。
- (3) 兄弟姉妹の数え方に基づき、第2子に該当する3歳未満児は裏面の（ ）内の利用者負担額を適用し、第3子以降に該当する場合の利用者負担額は無料になります。

＜兄弟姉妹の数え方＞

次の施設・事業に在籍している小学校就学前児童の中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。
※世帯にかかる市町村民税所得割額が57,700円未満（ただし、裏面の下段の表に該当する場合は77,101円未満）であるとき、保護者に監護される者、保護者に監護されていた者、保護者の直系卑属の中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。当該要件に該当し、申請書にご記入されていない方がいる場合は、利用者負担額が軽減されることがあります。詳しくは、下記担当にお問い合わせください。

＜施設・事業＞

施設・事業		在園証明提出
①	認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）、企業主導型保育事業	必要なし
②	特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援	必要あり※

※認定こども園（保育所機能部分）、認可保育所、地域型保育事業を利用するお子さんの兄弟が在園している場合のみ

- (4) 利用者負担額がC階層の第1～4階層の3歳未満児で、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯については、利用者負担額が軽減されることがあります。詳しくは、下記担当にお問い合わせください。
- (5) 世帯の収入額に著しい変動が生じ利用者負担額の支払いが困難となる等、一定の基準を満たす場合は利用者負担額が軽減されることがあります。詳しくは、下記担当にお問い合わせください。
- (6) 保育所は原則、口座振替で利用者負担額を大和市にお支払いいただきますが、保育所以外の施設・事業については、直接各施設にお支払いいただきます。また、口座振替の登録が間に合わなかった場合は、納付書でお支払いいただきます。（納付書は4月中旬頃に送付いたします。）
※大和市外の公立保育所を利用される場合は、公立保育所の所在地の市町村にお支払いいただきます。
- (7) 世帯構成の変更（婚姻・離婚・世帯員の増減（同住所別世帯の方を含む）等）、兄弟の施設・事業の入退園、市町村民税額の変更の際は、理由を問わず、速やかに下記担当に届け出てください。利用者負担額が変更になる場合があります。

【問合せ先】

大和市役所 ほいく課 認定管理係（保育所等、認定こども園2・3号） 電話：046（260）5628
住所：〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階
受付：祝日を除く月曜日から金曜日 8：30～12：00、13：00～17：00

令和7年4月～令和7年8月分 利用者負担額（保育料） （月額）

【2・3号認定：認可保育所、認定こども園（保育所機能部分）、地域型保育事業】 (単位：円)

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）			
階層	定義			3歳未満児		3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等			0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯			0	0		
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)		
		第2階層	48,600円以上 60,700円未満	10,900 (5,400)	10,700 (5,300)		
			60,700円以上 72,800円未満	13,800 (6,900)	13,500 (6,700)		
		第4階層	72,800円以上 84,900円未満	16,700 (8,300)	16,400 (8,200)		
			84,900円以上 97,000円未満	19,700 (9,800)	19,300 (9,600)		
		第6階層	97,000円以上 115,000円未満	24,800 (12,400)	24,300 (12,100)		
			115,000円以上 133,000円未満	29,900 (14,900)	29,300 (14,600)		
		第8階層	133,000円以上 151,000円未満	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)		
			151,000円以上 169,000円未満	40,200 (20,100)	39,500 (19,700)		
		第10階層	169,000円以上 202,000円未満	44,100 (22,000)	43,300 (21,600)		
			202,000円以上 235,000円未満	48,100 (24,000)	47,200 (23,600)		
		第12階層	235,000円以上 268,000円未満	52,100 (26,000)	51,200 (25,600)		
			268,000円以上 301,000円未満	56,100 (28,000)	55,100 (27,500)		
		第14階層	301,000円以上 325,000円未満	57,800 (28,900)	56,800 (28,400)		
			325,000円以上 349,000円未満	59,600 (29,800)	58,500 (29,200)		
		第16階層	349,000円以上 373,000円未満	61,400 (30,700)	60,300 (30,100)		
			373,000円以上 397,000円未満	63,200 (31,600)	62,100 (31,000)		
		第18階層	397,000円以上 440,000円未満	69,500 (34,700)	68,300 (34,100)		
			440,000円以上 483,000円未満	75,800 (37,900)	74,500 (37,200)		
		第20階層	483,000円以上 526,000円未満	82,100 (41,000)	80,700 (40,300)		
			526,000円以上	88,500 (44,200)	86,900 (43,400)		
		第21階層	526,000円以上				

() は、利用者負担額を半額とした場合の額

※次に掲げる世帯に該当する場合、次表に掲げる利用者負担額となります。
なお、第2子以降に該当する場合は利用者負担額は無料になります。

①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

②次に掲げる障がい児（者）の属する世帯

ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に規定する障害基礎年金の受給者

③保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）			
階層	定義			3歳未満児		3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	4,000	3,900	0	
		第2階層	48,600円以上 60,700円未満	5,400	5,300		
			60,700円以上 72,800円未満	6,900	6,700		
		第4階層の一部	72,800円以上 77,101円未満	8,300	8,200		